

意見公募手続により提出された意見、その考慮の結果及び理由について

1 規則等の案の題名

静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う関係規則等の制定等について(案)

2 意見公募手続を実施した期間

令和7年2月5日(水)から令和7年3月7日(金)まで

3 提出された意見の件数

1件

4 提出された意見及び考慮の結果等

〈提出された意見〉

条例に記載のある内容以外が概要に記載されておらず、規則に定められる具体的な内容が不明です。静岡市行政手続条例第37条第2項「具体的かつ明確な内容のもの」であることを期待します。(条例と同種ならそもそも規則を制定する意味がない。違いがあるはず。)

〈考慮の結果〉

規則等の内容に反映しないものとする。

〈理由及び説明〉

提出された意見は、規則等の案の内容に関するものではなく、意見公募手続に関する意見であるためです。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条には、教育委員会の職務権限が定められている一方、同法第23条では、地方公共団体が条例を定めることで教育委員会の職務権限である事務を、特例として市長が管理し、執行できることと規定されています。

静岡市では、当該条例を「静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」として制定(令和7年4月1日施行)し、教育委員会の職務権限である、図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち、当該条例で定めるものの設置、管理及び廃止に関する、スポーツに関すること並びに文化に関すること(文化財の保護に関することを含む。)について、市長が管理し、執行することとしました。

今回の規則等の制定等は上記条例の制定に伴うもので、上記事務を市長が管理し、執行するため、関連する教育委員会規則等を廃止し、廃止した教育委員会規則等と同等の市規則等を定めました。

いただいたご意見は今後の意見公募手続の実施の際に参考にさせていただきます。